

財 関 第 1285 号  
平成 28 年 10 月 31 日

各 税 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 梶川 幹夫

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 16 号）の一部施行に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 29 年 1 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

（I 税関様式の一部改正）

税関様式第 1045 号を別紙 3-1 のように、税関様式第 1045 号-2 を別紙 3-2 のようにそれぞれ改める。

（II 記載要領及び留意事項の一部改正）

別紙 3-3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるよう改める。